

## 長島町告示第47号

長島町ホームページ広告掲載取扱要綱を次のように定めた。

平成23年7月22日

長島町長 川添 健

### 長島町ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、長島町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）の広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町ホームページ 長島町が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 町ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 町ホームページに記載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載の制限)

第4条 広告の画像及びそのリンク先のページの内容は、行政の品位を損なうおそれのないもので、かつ、町民に不利益を与えないものとし、広告が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告を掲載しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に関するもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (6) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他それらに類するもの
- (7) 虚偽又は誇大な表現で広告として不適切なもの
- (8) その他広告として掲載することが不相当と町長が認めたもの

(対象者)

第5条 広告を掲載することができる対象者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 事業を営む個人，法人又は団体
  - (2) その他町長が適当と認めるもの
- (広告の規格等)

第6条 広告の掲載位置，枠数，規格，広告掲載料等は，次のとおり定める。

サイズ	縦60ピクセル×横140ピクセル
画像形式	G I F ・ J P E G形式
容量	5 K B以内
枠数	最大4枠
掲載料	町内掲載希望者：1枠につき1カ月あたり5,000円 (消費税及び地方消費税を含む)
	町外掲載希望者：1枠につき1カ月あたり10,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

(広告の掲載ページ)

第7条 広告を掲載するページは，ホームページのトップページとする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は，4月から翌年3月までの間で1カ月を単位とする。広告の変更は原則として毎月1日に行い，1日が閉庁日の場合は，翌日以降の開庁日に行なうこととする。また，広告掲載期間内に，広告主の責めに帰すことができない事由により町が広告を掲載できなかつたときは，掲載できなかつた日数に応じて，掲載期間を延長する。ただし，広告を掲載できなかつた日数が1日未満の場合は，掲載期間の延長は行わない。なお，広告掲載希望者が複数月の申込み及び掲載を望むときは，町長は認めることができる。

(広告掲載希望者の募集)

第9条 広告掲載希望者の募集（以下「募集」という。）は，ホームページ及び広報ながしま等の広報印刷物で公募することとする。

- 2 募集は，広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。
- 3 町長は，公募を行うにあたって，広告主となり得る者及び広告会社に対し，広告掲載の案内をすることができる。

(掲載の申込み)

第10条 広告の掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は，長島町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の案を添えて，町長が指定する期間内に広告媒体を企画財政課に提出するものとする。

(掲載の決定等)

第11条 町長は，前条の申込書の提出があつたときは，速やかに掲載の可否について審査し，掲載を決定したときは長島町ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

- 2 町長は，広告掲載希望者が第6条に規定する広告枠数を超えたときは，次に掲げる順序

により掲載する広告を決定する。

- (1) 町内において地域福祉や地域振興など地域社会に貢献する事業者等
- (2) 私企業又は事業を営む個人であって町内に本社を有するもの
- (3) 私企業又は事業を営む個人であって本社は町外だが町内に事業所等を有するもの
- (4) 町内にゆかり（出身者等）のあるもの
- (5) 広告の掲載を希望する期間の長いもの

3 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿を町長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第13条 広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、町が発行する納付書により指定期日までに広告掲載料を一括納入しなければならない。

(広告主の責任等)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負わなければならない。また、広告の原稿、原版等の作成経費は、広告主の負担とする。

2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告主の届出義務)

第15条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、長島町ホームページ広告掲載内容変更申込書（様式第3号）に必要な書類を添えて、遅滞なく町長に届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告の内容を変更するとき。
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(広告掲載の取消し)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主が前条に規定する届出を怠ったとき。
- (3) その他広告媒体を編集、発行等する上で、町長が特に広告掲載に支障があると判断したとき。

(広告掲載料の還付)

第17条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲載できなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。